

政務活動費連絡会記録

1 開催日時 令和元年11月28日(木) 11:30~11:38

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員

座長 杉本透

委員 細谷政幸、田中徳一郎、田中信次、市川よし子、栄居学、谷口かずふみ、
くさか景子、相原高広、井坂新哉

(2) 議会局出席者

局長 和泉雅幸、副局長兼総務課長 谷川純一、

管理担当課長兼総務副課長 小野関浩人、経理課長 奥澤陽一

参事兼議事課長 霜尾克彦、政策調査課長 田中一朗、政策調査課副課長 八木和則

4 議題

政務活動費のあり方の検討について

5 会議記録

(杉本座長)

それではただ今から政務活動費連絡会を開会いたします。

本日の議題はお手元の会議次第のとおりであります。

本日は、前回の連絡会に引き続き、検討事項の1「透明性の向上のための情報公開のあり方」について、協議いたしたいと思えます。

はじめに、前回の連絡会で、相原委員から議会局に「領収書等のホームページ公開を行っていない議会における未実施の理由」並びに「第三者機関である協議会等の責任の有無」について質問がありました。

これについて、議会局から回答をお願いします。

(経理課長)

11月18日の政務活動費連絡会におきまして、相原委員からご質問がございました点につきまして、各議会事務局への確認結果をお答えさせていただきます。

まず1点目でございますが、政務活動費に係る会計帳簿、伝票及び領収書等証拠書類のホームページ公開を行っていない議会におきまして、公開していない理由はどのようなものかということでございます。

これにつきまして、公開又は公開予定をしていない26議会に確認した結果をご報告させていただきます。

まず、「会派・議員の発議なし」が10議会、次に「検討の会議等で時期早尚と判断した」というのが6議会、続きまして「検討会議等で検討中」が4議会、続きまして「収支報告書のホームページ公開決定の際に、領収書等証拠書類の公開まで含まれていなかったため」というのが4議会、また、「請願が不採択となったため」というのが1議会、最後に「領収書等証拠書類の公開という選択をせずに、学識経験者による審査会を設置した」というのが1議会でございます。

次に、2点目といたしまして、有識者で構成される第三者機関である協議会等を設置している議会について、その協議会等に何らかの責任を負わせているのかというご質問がございました。

これにつきましては、10 議会が協議会等の第三者機関を設置しておりますけれども、活動内容といたしましては、指導・助言や議長の諮問を受けて答申を行うということでございまして、責任を負うような仕組みのところはございませんでした。

なお、このうち、開催実績がないというところが3議会ございました。

(杉本座長)

相原委員よろしいですか。

(相原委員)

はい、ありがとうございます。

(杉本座長)

では、ご了承願います。

さて、11月1日及び11月18日の当連絡会において、検討事項の1「透明性の向上のための情報公開のあり方」について、各会派からご発言をいただきました。

その際に、皆様からいただいたご意見等を踏まえ、本職において、資料「政務活動費のあり方の検討事項に係る方向性(案)」を作成いたしました。

これは、検討事項1についての当連絡会としての方向性の案を取りまとめたものでございます。

この座長案について、議会局から説明させます。

(経理課長)

それでは、「政務活動費のあり方の検討事項に係る方向性(案)」について、ご説明させていただきます。

お手元の資料をご覧願います。

「1 透明性の向上のための情報公開のあり方(会計帳簿、伝票及び領収書等の証拠書類について)」でございます。

(1)「ホームページ上での公開」でございますが、一番右側の太線で囲んだ部分、「方向性」の欄をご参照願います。

「今後、公開に当たっての諸課題を整理し、令和6年度(改選後の令和5年度交付分)までにはホームページ上での公開を実施する」としております。

次に(2)としまして、「閲覧制度による公開(情報公開請求を不要とする)」でございますけれども、こちらも「方向性」の欄をご参照願います。

「即日閲覧できるよう情報公開請求を必要としない閲覧制度を導入する」、さらに、「この閲覧は、令和2年度から実施することとし、同年度時点において書類の現存する平成27年度以降交付分から対象とする」としております。

「政務活動費のあり方の検討事項に係る方向性(案)」に係る説明は、以上でございます。

(杉本座長)

ただいま、座長案について説明いたしました。ホームページ上での公開につきましては、現状において、本県では証拠書類の枚数が約5万枚と、他の議会に比べて格段に多い状況となっております。

一方で、政務活動費を担当する議会局の職員数は他の議会と比べても少ない状況にあります。

そうした中で、ホームページ公開にあたっては、個人情報漏洩することのないよう細

心の注意を払う必要があるわけです。

こうしたことから、非公開情報のマスキングはどのように行ったらよいか、マスキングする非公開情報は今のままでよいのか、書類のPDF化はどのように行うのか、議長提出書類の期限等は今のままでよいのか、予算や議会局の職員数はどうなのか、等々課題を一つ一つ検討して、整理していく必要があると考えております。

このような考え方から、ホームページ公開の実施は、「令和6年度（令和5年度交付分）までには」といたしました。

仮に、課題の整理が早くできた場合には、公開実施年度を早めればよいのではないかと考えております。

次に、情報公開請求を必要としない閲覧制度による公開につきましては、現状においても、情報公開請求があった場合には、非公開情報を除いて公開を決定している状況にあります。

よって、速やかに実施すべきと考えています。

座長案につきまして何かご質問がありましたらどうぞ。

(なし)

それでは、座長案につきましては各党派お持ち帰りのうえ、ご検討を願いたいと思います。

各党派の検討結果につきましては、明日11月29日金曜日、代表質問2日目までに本職あてご報告を願いたいと思います。

私からは以上でございますが、この際、何かありましたらどうぞ。

(なし)

それでは、次回の連絡会は12月2日月曜日に開催いたしますので、ご出席をよろしくお願いたします。

以上で本日の政務活動費連絡会を終了いたします。

お疲れさまでございました。

以上